

太田都市計画地区計画の変更[太田市決定]

東長岡西地区地区計画を次のように変更する。

名 称		東長岡西地区地区計画		
位 置		太田市スバル町及び東長岡町の各一部		
面 積		約7.5ha		
地区計画の目標		<p>本地区は、市の中心市街地の北部に位置し、古くから当市の基幹産業である輸送機器製造業の立地を中心とする工業的土地利用が図られてきた地域と隣接していることから、当市の工業都市としての更なる発展及び活性化のため、工業的土地利用を図るべき地区である。</p> <p>そこで、地区計画の策定により、活力ある基幹産業の維持、増進及び良好な環境の創出と保全と共に、周辺環境とも調和した魅力と活気あふれる、都市型工業用地の形成を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、健全かつ合理的な工業的土地利用により、周辺環境とも調和の取れた新たな工業用地として地域産業発展に寄与する企業及び施設等の誘導、集積を図る。</p> <p>(1) 建築物等の用途は工業用地としての地区の特性及び周辺住環境への配慮の観点から用途の混在化を防止し、その他建築物等に関する規制を行い、地区内及び周辺住環境との調和に配慮した土地利用を図る。</p> <p>(2) 周辺住宅地の住環境に配慮し、地区内の住宅地に隣接する部分には緩衝緑地及び道路を設置することで、工業環境及び住環境との調和を図る。</p>		
	地区施設の整備の方針	<p>本地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、地区内に道路・緑地等を配置し、地区内における個別の開発区域内においても、他法令等に基づき、緑地及び空地等を適正に配置するよう努める。</p>		
地区施設の配置及び規模	道 路	道路A 幅員9m 延長約250m		
	公園・緑地	約0.2ha		
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区 (用途：工業専用地域)	B地区 (用途：準工業地域)
		地区の積面	約6.3ha	約1.2ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。		次に掲げる建築物を建築してはならない。
		<p>(1) 店舗その他これに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) 建築基準法施行令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場</p> <p>(9) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)</p>		<p>(1) 店舗及び飲食店</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設(就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。)</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場、観覧場</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第11項に規定する営業の用に供する建築物</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(9) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校</p>

争項		(10) 大学、高等専門学校、専修学校等 (11) 図書館その他これに類するもの (12) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (13) 病院 (14) 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの (15) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (16) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (17) 自動車教習所 (18) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設
----	--	--

「区域は計画図表示のとおり」

理由

地区計画区域内の一部の土地の区域が「東長岡町」から「スバル町」に変更になることから、地区計画の位置の表示を変更するものです。

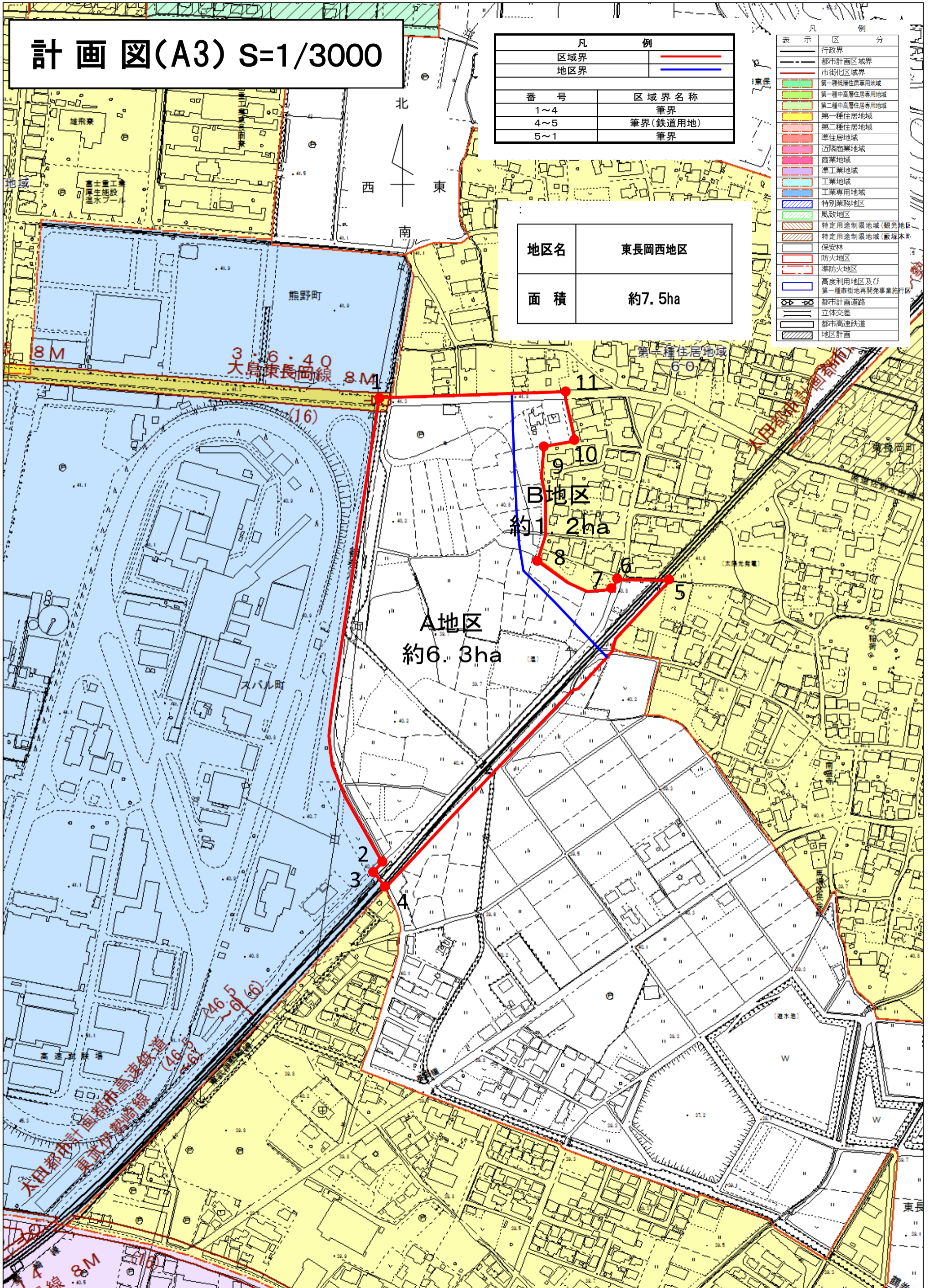
なお、今回は町名変更による地区計画の位置の表示の変更のみであり、区域、地区整備計画等の変更はありません。

計画図(A3) S=1/3000

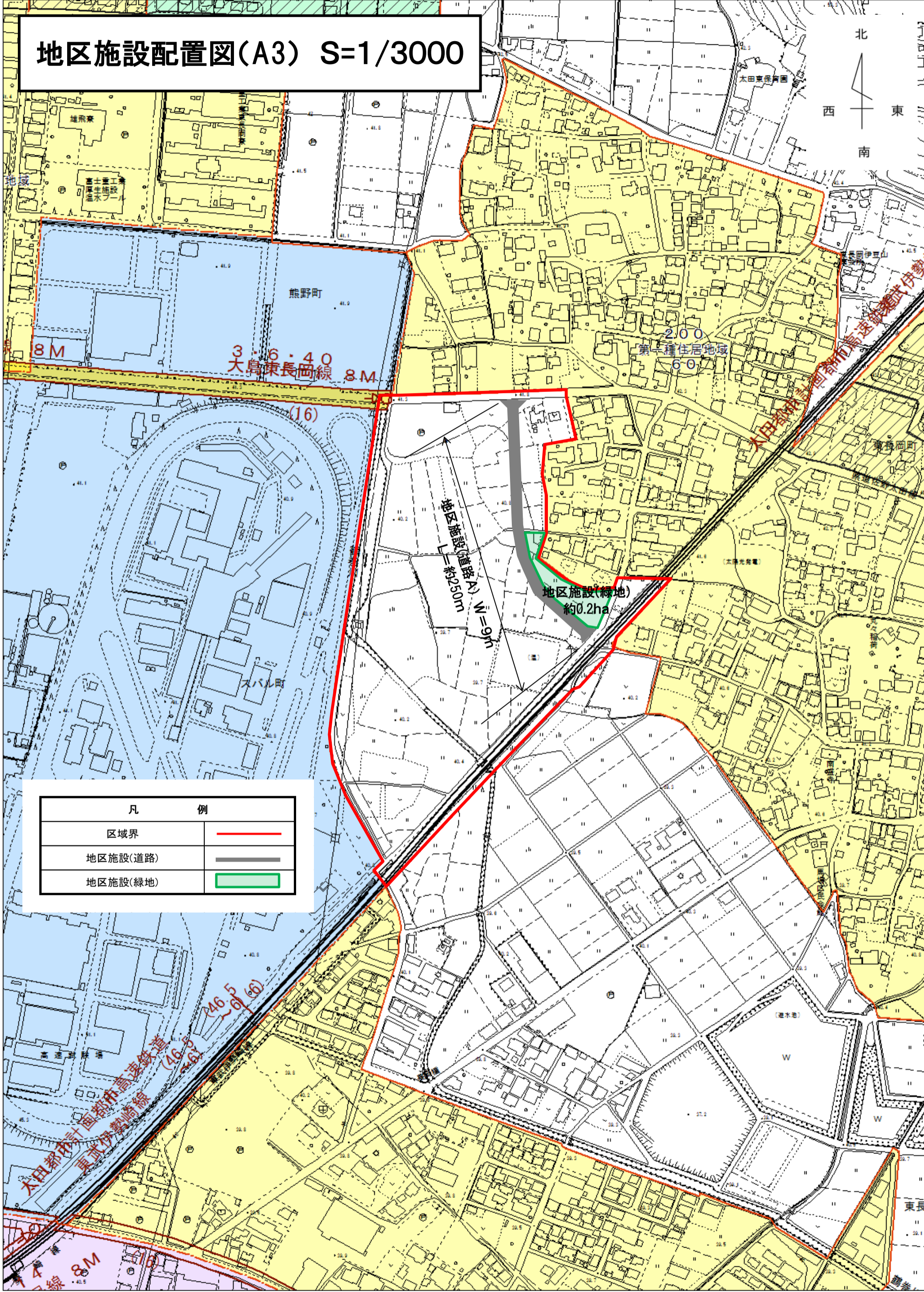
凡 例	
区域界	— (Red line)
地区界	— (Blue line)
番 号	区域界名称
1~4	筆界
4~5	筆界(鉄道用地)
5~1	筆界

凡 例	
表示	区 分
— (Black line)	行政界
— (Dashed line)	都市計画区域界
— (Red line)	市街化区域界
■ (Green)	第一種低層住居専用地域
■ (Light Green)	第一種中高層住居専用地域
■ (Yellow)	第二種中高層住居専用地域
■ (Light Yellow)	第一種住居地域
■ (Pink)	第二種住居地域
■ (Light Pink)	準住居地域
■ (Light Blue)	近隣商業地域
■ (Light Purple)	商業地域
■ (Light Cyan)	準工業地域
■ (Light Blue)	工業地域
■ (Light Blue)	工業専用地域
■ (Light Blue)	特別業務地区
■ (Light Green)	風致地区
■ (Light Green)	特定用途制限地域(観光地区)
■ (Light Green)	特定用途制限地域(数珠本町)
■ (Light Green)	保安林
■ (Light Green)	防火地区
■ (Light Green)	準防火地区
■ (Light Green)	高度利用地区及び第一種市街地再開発事業施行区
— (Blue line)	都市計画道路
— (Blue line)	立体交差
— (Blue line)	都市高速鉄道
— (Blue line)	地区計画

地区名	東長岡西地区
面積	約7.5ha



地区施設配置図(A3) S=1/3000



凡 例	
区域界	
地区施設(道路)	
地区施設(緑地)	